**大阪府障がい者介護給付費等不服審査会の運営について**

■ 障がい者介護給付費等不服審査会の概要

【設置】平成18年４月１日

≪根拠≫・総合支援法第98条第１項 ・児童福祉法 第56条の５の５第２項

・不服審査会条例第２条第１項

【組織】定数は、30人以内とする。（※現在20人）

≪根拠≫・総合支援法第98条第２項 ・児童福祉法第56条の５の５第２項

・総合支援法施行令第46条 ・児童福祉法施行令第44条の４

・不服審査会条例第３条第１項

【委員】委員は、人格が高潔であって、介護給付費等又は地域相談支援給付費等に係る処分

〔障がい児通所給付費又は特例障がい児通所給付費に係る処分〕の審理に関し

公正かつ中立な判断をすることができ、かつ、障がい者等の保健又は福祉に関する

学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

≪根拠≫・総合支援法第98条第３項 ・児童福祉法第56条の５の５第２項

【任期】３年（再任されることができる。）

≪根拠≫・総合支援法第99条 ・児童福祉法第56条の５の５第２項

【所掌事務】・市町村の介護給付費等又は地域相談支援給付費等（以下「障がい者介護給付費

等」という。）に係る処分※1に対する審査請求の事件を審査する。

・市町村の障がい児通所給付費又は特例障がい児通所給付費（以下「障がい児

通所給付費等」という。）に係る処分※2に対する審査請求の事件を審査する。

※1障がい者又は障がい児の保護者から支給を申請された障がい福祉サービス又は

地域相談支援の利用について障がい者介護給付費等の支給の要否等を決定するもの。

 ※2障がい児の保護者から支給申請された障がい児通所支援の利用について、

障がい児通所給付費等の支給の要否等を決定するもの。

≪根拠≫・総合支援法第98条第１項 ・児童福祉法第56条の５の５第２

・不服審査会条例第２条第１項

【会議】会長が招集する。

≪根拠≫・総合支援法施行令第47条第１項 ・児童福祉法施行令第44条の５第１項

* 合議体の概要

　 【設置】平成18年4月1日

≪根拠≫・総合支援法施行令第48条第1項 ・児童福祉法施行令 第44条の６第１項

【組織】・定数は、５人とする。

・委員のうちから不服審査会が指名する者をもって合議体を構成する。

・４合議体を組織し、それぞれ、第１合議体から第４合議体と称する。

≪根拠≫・総合支援法施行令第48条第３項 ・児童福祉法施行令第44条の６第３項

・不服審査会条例第３条第２項 ・不服審査会運営規程第２条第１項

　 【委員】各合議体の委員の構成は、不服審査会において定める。

**資料４-１**

≪根拠≫・不服審査会運営規程第２条第２項

【所掌事務】・審査請求の事件を取り扱う。

・不服審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって

不服審査会の議決とする。

≪根拠≫・総合支援法施行令第48条第１項・同条第６項

■ 最近の開催状況（R１年5月現在）

【障がい者介護給付費等不服審査会】

○ 平成25年度不服審査会（H25.４.26）

　　(1)審議事項 ・合議体の構成について

 ・任期途中による委員改選時における合議体の割り当てについて

 ・合議体の長の選出について

　　(2)報告事項 ・審査請求の状況について

 ・障がい福祉制度の動向について

○ 平成28年度不服審査会（H28.５.25）

　　(1)審議事項 ・合議体の構成について

 ・任期途中の委員改選時における合議体の構成について

 ・合議体の長の選出について

　　(2)報告事項 ・行政不服審査法の改正について

 ・審査請求の状況について

 ・障害者総合支援法の施行後３年を目途とした見直しについて

　【合議体】

○ 第１合議体（H28.８.９）

・合議体の長の選出

・支給決定に関するもの1件付議⇒棄却

○ 第４合議体（H28.１1.21）　長：不服審査会会長

・支給決定に関するもの1件付議⇒棄却

○ 第４合議体（H29.６.７）　長：不服審査会会長

・支給決定に関するもの1件付議⇒棄却

○ 第１合議体（H30.2.22）　長：不服審査会会長

・支給決定に関するもの３件付議⇒いずれも棄却

○ 第４合議体（H30.３.22）　長：不服審査会会長

・支給決定に関するもの４件付議⇒いずれも棄却

○ 第１合議体（H31.2.28）

・合議体の長の選出

・支給決定に関するもの1件付議⇒棄却

○ 第４合議体（H31.３.27）

　　　・障がい支援区分の認定処分に関するもの１件付議⇒棄却

■ 現在の審査請求状況

・支給決定処分に対する審査請求：１件

・障がい支援区分の（変更）認定処分に対する審査請求：５件